

(別紙)

日マレーシア経済連携協定(EPA)に基づく関税割当制度対象品目

(単位:トン)

【輸出国管理方式】																	
			平成18年度(注)	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	備考
生鮮バナナ	1次 (枠内)	数量	667	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
		税率	無税														
	2次 (枠外)	税率	10%, 20%														

(注)日マレーシア経済連携協定の発効が18年度途中の平成18年7月13日となることから、18年度の関税割当てについても年度途中の同年月日の開始となるため、18年度の合計割当数量は、同協定附属書に基づき、残余の完全な月数で按分され、667トン(≠1,000トン÷12ヶ月×8ヶ月)となる。